

健康保険 被保険者区分変更届

常務理事	事務長	課長	担当者

みづほ健康保険組合

事業所記号	
-------	--

社会保険労務士記載欄 氏名等

事業所所在地 事業所名称 事業主名 電 話	()	受付印
--------------------------------	-----	-----

被保険者 1	番 号										
	氏 名	(フリガナ) (姓)		(名)		5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日		
	住 所	(フリガナ) (〒 -)				処理区分	1.70歳以上被用者 2.高齢任意加入被保険者				
	個人番号					変更後区分	0.一般 1.短時間労働者 (3/4未満)				
	変更 年月日	9.令和	年	月	日	備考					

被保険者 2	番 号										
	氏 名	(フリガナ) (姓)		(名)		5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日		
	住 所	(フリガナ) (〒 -)				処理区分	1.70歳以上被用者 2.高齢任意加入被保険者				
	個人番号					変更後区分	0.一般 1.短時間労働者 (3/4未満)				
	変更 年月日	9.令和	年	月	日	備考					

被保険者 3	番 号										
	氏 名	(フリガナ) (姓)		(名)		5.昭和 7.平成 9.令和	年	月	日		
	住 所	(フリガナ) (〒 -)				処理区分	1.70歳以上被用者 2.高齢任意加入被保険者				
	個人番号					変更後区分	0.一般 1.短時間労働者 (3/4未満)				
	変更 年月日	9.令和	年	月	日	備考					

「短時間労働者」とは、健康保険法第3条第1号第9項に規定され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条に規定する「通常の労働者」の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者またはその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満に該当する短時間労働者のうち、以下の全て要件を満たす者をいいます。

- 1 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- 2 賃金の月額が88,000円以上であること。但し、以下の①～④については、除く。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - ③所定労働時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
 - ④最低賃金法において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）
- 3 学生でないこと

※個人番号欄は通知カードまたは個人番号カードに記載の個人番号（12ケタ）をご記入ください。